

## 生物多様性保全・再生の推進に関する連携協定書

川上村(以下「甲」という。)と奈良県(以下「乙」という。)は、「生物多様性なら戦略」に基づき、生物多様性の保全・再生の推進を図るため、互いに連携することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、互いに連携を図り、「生物多様性なら戦略」に掲げる目標を達成し、本県の豊かな自然環境を未来の子どもたちに残していくことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取組を進める。

- (1) 生物多様性の主流化に関すること
- (2) 生物多様性の保全と再生に関すること
- (3) 生態系サービスの持続可能な利用に関すること
- (4) その他本協定の推進のために必要な事項

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効率的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容及び実施方法については、甲及び乙合意の上、決定する。

(秘密保持)

第3条 この協定に基づく取組により得られた知見及び知り得た情報については、甲乙それぞれが秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の継続及び見直し等)

第4条 本協定は、協定締結の日から効力を発し、甲及び乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとする。

2 甲及び乙のいずれかから協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 3 月 5 日

(甲) 奈良県吉野郡川上村大字迫 1335 番地の7

川上村長 泉谷 隆夫



(乙) 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県知事 山下 真

